

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 23 年 5 月 25 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成23年4月19日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会事項については、出向先が法人であり、かつ、対象者が出向先の常務に従事する役員又は使用人であれば、当該出向先の役員又は使用人に対して、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第234条第1項第2号の適用対象となる保険についての保険契約の申込みをさせることは、同号に規定する行為に該当する。

なお、その目的が、銀行である照会者の役員又は使用人が国又は地方公共団体において公金の収納・支払事務その他の業務に従事するために行われるものは、「出向」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

照会者は、規則第234条第1項第2号の「法人である生命保険募集人」として、同条項に定める規制に服するところ、平成10年大蔵省告示第238号（以下「告示」という。）第1条第1項第2号において、「生命保険募集人との間で、常務に従事する役員又は使用人の兼職、出向、転籍その他の人事交流を行っている法人の役員又は使用人」は、その人事交流先の属性を問うことなく、規則第234条第1項第2号に規定する「密接な関係を有する者として金融庁長官が

定める者」に該当するものと定められている。

したがって、照会者の役員又は使用人の出向先が法人である場合には、照会者は、原則として、当該出向先の役員又は使用人に対して、規則第 234 条第 1 項第 2 号の適用対象となる保険についての保険契約の申込みをさせることはできない。

もっとも、法人である生命保険募集人が銀行等である場合についていえば、告示第 1 条第 1 項第 2 号に定める「出向」とは、銀行等の役員又は使用人が当該銀行等との雇用関係を維持しつつ、他の法人の常務に従事している場合であり、その目的が当該銀行等の人事管理を離れる当該法人への再就職である場合や、研修等である場合には、上記の「出向」には該当しないものと考えられているほか、国や地方公共団体において公金の収納・支払事務その他の業務に従事するためのものである場合にも、上記に準ずる事例として「出向」には該当しないものと考えられている。

したがって、照会者の役員又は使用人が、公金の収納・支払事務その他の業務に従事するために国又は地方公共団体に出向している場合には、当該出向先の職員等に対して、規則第 234 条第 1 項第 2 号の適用対象となる保険についての保険契約の申込みをさせることは、同条項に違反するものではない。

以上